



3水大第937号

令和4年1月28日

愛知県環境審議会

会長 青木 清 様

愛知県知事 大村 秀章



水質汚濁防止法に基づく化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画の策定等について（諮問）

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第21条第1項の規定に基づき、下記の事項について、貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 水質汚濁防止法第4条の3第1項の規定に基づく総量削減計画の策定
- 2 水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づく総量規制基準の設定

担 当 環境局環境政策部水大気環境課
調整・計画グループ

電 話 052-954-6221 (ダイヤル)

説明

諮問事項1について

環境大臣は、人口、産業が集中する広域的な閉鎖性水域の水質改善を図るため、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「法」という。）第4条の2第1項の規定に基づき、「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（伊勢湾）」を令和4年1月24日付けで策定しました。

都道府県知事は、法第4条の3第1項の規定により、環境大臣が定める総量削減基本方針に基づき、総量削減計画を定めることとされています。

つきましては、本県における総量削減計画の策定について、貴審議会の意見を求めるものです。

諮問事項2について

環境大臣は、総量削減計画の対象地域内の規制対象となる工場・事業場から排出される排出水の汚濁負荷量（化学的酸素要求量）に係る総量規制基準の範囲を、令和3年10月5日付けで改正しました。

また、汚濁負荷量のうち、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準の範囲は、平成28年9月25日付けで告示されています。

都道府県知事は、これらを踏まえて、法第4条の5第1項及び第2項の規定により、諮問事項1の総量削減計画に基づき、環境大臣が定める範囲内で総量規制基準を定めることとされています。

つきましては、本県における総量規制基準の設定について、貴審議会の意見を求めるものです。

令和4年2月1日

愛知県環境審議会

水質・地盤環境部会長 井上 隆信 様

愛知県環境審議会

会長 青木



諮問事項「水質汚濁防止法に基づく化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画の策定等について」の付託について（通知）

令和4年1月28日付け3水大第937号で知事から諮問のありましたこのことについて、貴部会に付託しますので、専門的立場からの調査審議をお願いします。

担当 愛知県環境審議会事務局

（愛知県環境局環境政策部

環境政策課企画・広報グループ）

電話 052-954-6210（ダイヤル）